

第4編 推 計 方 法

1 生産系列の推計方法

2 分配系列の推計方法

3 支出系列の推計方法

1 生産系列の推計方法

項 目	推計方法
<p>1. 農林水産業 (1) 農業</p> <p>① 農業(01米麦生産業、02その他の耕種農業、03畜産業)</p> <p>② 04農業サービス業</p> <p>(2) 05林業</p> <p>(3) 06漁業・水産養殖業</p>	<p>a. 産出額 農業の産出額＝下記資料の産出額 産出額:『生産農業所得統計』(農林水産省)より耕種、畜産、農家が行う農産加工の品目別合計額をとる。</p> <p>b. 中間投入 販売農家一戸当りの中間投入比率＝農業経営費／農業粗収益 農業経営費:『農業経営統計調査』の農業経営費から農業雇用労賃、支払い小作料、企画管理費、負債利子、物件税・公課諸負担、減価償却費を控除したもの。</p> <p>a. 産出額 農業サービス業の産出額＝国の当該計数×分割比率 分割比率:『経済センサス-基礎調査』(総務省)より小分類「013農業サービス業(園芸サービス業を除く)」の従業者数の自県分の対全国比を求める。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 育林業の産出額＝『県産業連関表』の「育林」の生産額×(民有林の林野面積／全林野面積)</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 次により求めた産出額に、「19. 自社開発ソフトウェア産出額及び企業内研究開発のR&D産出額」の産出額を加算する。 内水面漁業・内水面養殖業の産出額＝数量×単価</p> <p>b. 中間投入 次の資料を用いて積み上げ推計を行って、その結果にFISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。 中間投入比率:全国値</p>
<p>2. 鉱業</p>	<p>a. 産出額 鉱業の産出額＝全国値×分割比率 分割比率:『経済センサス-基礎調査』(総務省)より中分類「05鉱業、採石業、砂利採取業」(小分類「050管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)の従業者数の自県分の対全国比を求める。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
<p>3. 製造業 (1) 民間企業</p> <p>(2) 公的企業</p>	<p>a. 産出額 製造業(民間企業)の産出額 ＝{転売収入を除く製造品出荷額等＋転売収入のマージン額＋製造品及び半製品・仕掛品在庫純増}×年度転換比率 ＝{転売収入を除く製造品出荷額等＋(転売収入－転売商品の仕入額)＋製造品及び半製品・仕掛品在庫純増}×年度転換比率 ＝{(転売収入を除く製造品出荷額等＋転売収入)－転売商品の仕入額＋製造品及び半製品・仕掛品在庫純増}×年度転換比率 ＝(製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋製造品及び半製品・仕掛品在庫純増)×年度転換比率 在庫品評価調整後の在庫変動 ＝在庫品評価調整前の在庫変動－在庫品評価調整額</p> <p>b. 中間投入 中間投入＝(原材料使用額等13－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額)×年度転換比率＋政府手数料＋間接費＋FISIM消費額 FISIM消費額:産出額×国の経済活動別FISIM消費比率</p> <p>a. 産出額 決算書又は直接照会により事業収入をとる。</p>

	<p>b. 中間投入 決算書又は直接照会により中間投入項目をとり、FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。</p>
<p>4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 50電気業</p>	<p>a. 産出額 ○発電部門 電力会社の発電部門の産出額を求めたのち、県別に分割する。次式により推計する。 電力会社の発電部門の産出額 ＝電力会社の産出額× (電気事業営業費用のうち「発電費」/電気事業営業費用合計)</p> <p>b. 中間投入 電力会社及びその他の事業所については、当該機関の財務諸表から電気事業営業収益に対する一般厚生費、燃料費、修繕費、普及開発費等から中間投入比率をとる。 公営企業分については、当該機関の決算書からとる。 これらの中間投入額合計に、FISIM消費額を加算する。</p>
<p>(2) 51ガス・熱供給業</p>	<p>a. 産出額 ガス業の産出額＝ガス供給業者の営業収入額 ガス供給業者の営業収入額:事業者への直接照会又は損益計算書による。 公営分については、『ガス事業年報』(資源エネルギー庁)の業者を対象にし、直接照会若しくは損益計算書による。 熱供給業の産出額＝熱供給業者の営業収入額 熱供給業者の営業収入額:直接照会による。</p> <p>b. 中間投入 ガス業については、『ガス事業年報』(資源エネルギー庁)又は直接照会により原料費、電力費、材料費等をとる。 熱供給業については、熱供給業者への直接照会による。 これらの中間投入額に、FISIM消費額を加算。政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。</p>
<p>(3)水道業(52上水道業、53工業用水業)</p>	<p>a. 産出額 水道業の産出額＝ 営業収入総額－受託工事収益－受水費 営業収入総額、受託工事収益、受水費:上水道事業及び工業用水道事業は、都道府県事業分を「公営企業決算の状況」からとる。市町村事業分を法適用、法非適用簡易水道別に「地方公営企業決算の状況」からとる。</p> <p>b. 中間投入 事業決算書より動力費、修繕費、材料費、薬品費、その他の項目を合算する。 合算した額に、FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。</p>
<p>(4) 54廃棄物処理業</p>	<p>a. 産出額 廃棄物処理業(市場生産者)の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
<p>(5) 90(政府)下水道及び(6) 91(政府)廃棄物</p>	<p>17. 非市場生産者(政府)」を参照。</p>
<p>5. 建設業</p>	<p>a. 産出額 ○建築工事・土木工事 建築工事・土木工事の産出額 ＝建設投資推計額×出来高ベース工事高県分比率 建設投資推計額:『建設投資見通し』(国土交通省)からとる。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
<p>6. 卸売・小売業 (1) 57卸売業</p>	<p>a. 産出額 卸売業の産出額 ＝(年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分)× マージン率＋その他の収入額</p>

<p>(2) 58小売業</p>	<p>b. 中間投入 「運賃」、「荷造費」、「広告宣伝費」、「消耗品費」、「販売員旅費」、「その他販売費」、「福利厚生費」、「賃借料」、「交際費」、「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。 県産業連関表の比率 ＝(内生部門計＋家計外消費支出)／県内生産額 部分的に、全国値を中間投入比率として併用する。</p> <p>a. 産出額 次で求めた産出額に、「19. 自社開発ソフトウェア産出額及び企業内研究開発のR&D産出額」の産出額を加算する。 小売業の産出額(注:産業別にマージン率を求め推計を行う。) ＝(小売業の年間販売額－本店間移動)×マージン率＋その他の収入額</p> <p>b. 中間投入 「運賃」、「荷造費」、「広告宣伝費」、「消耗品費」、「販売員旅費」、「その他販売費」、「福利厚生費」、「賃借料」、「交際費」、「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。 県産業連関表の比率＝(内生部門計＋家計外消費支出)／県内生産額 部分的に、全国値を中間投入比率として併用する。</p>
<p>7. 運輸・郵便業</p> <p>(1) 59鉄道業</p> <p>(2) 60道路運送業</p> <p>(3) 61水運業</p> <p>(6) 64郵便業</p>	<p>次の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合、「19. 自社開発ソフトウェア産出額及び企業内研究開発のR&D産出額」の産出額を加算する。</p> <p>(1) 59鉄道業</p> <p>a. 産出額 鉄道業においては、駅を事業所とみなし、自県事業所より他県事業所までの輸送サービスについては、その産出額の全てを自県に計上することとする。 ○JR旅客 社ごとに次式により求める。 JR旅客の産出額＝鉄軌道分営業収益×分割比率 分割比率:全国値等から乗車人員数の自県分割合を求める。 ○JR貨物 JR貨物の産出額＝鉄軌道分営業収益×分割比率 ○JR以外の鉄道・軌道(旅客・貨物) 直接照会若しくは『鉄道統計』(国土交通省)から鉄軌道分営業収益をとる。 ○索道(ロープウェイ・リフト) 『鉄道輸送統計年報』(国土交通省)から自県分の旅客収入をとる。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 ○道路旅客業 バス(乗合・貸切)、ハイヤー・タクシーの産出額＝営業収入×分割比率 営業収入:関係機関に直接照会。 ○道路貨物輸送業 道路貨物輸送業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 ○沿海・内水面輸送業 沿海・内水面輸送業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 郵便業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>

<p>8. 宿泊・飲食サービス業 (1) 65飲食サービス業</p> <p>(2) 66旅館・その他の宿泊所</p>	<p>a. 産出額 飲食サービス業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:『第3次産業活動指数』(経済産業省)から第3次産業活動指数の「飲食店、飲食サービス業」について「年度指数/暦年指数」を求める。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 旅館・その他の宿泊所の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
<p>9. 情報通信業 (1) 67電信・電話業</p> <p>(2) 68放送業</p> <p>(3) 69情報サービス業</p> <p>(4) 70映像・音声・文字情報制作業</p>	<p>a. 産出額 固定電気通信業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率 ・移動電気通信業 移動電気通信業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率 ・その他の電気通信業 その他の電気通信業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率 ○その他の通信サービス業 その他の通信サービス業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率 ○インターネット附随サービス業 インターネット附随サービス業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 ○公共放送業 公共放送業の産出額＝受信料収入＋交付金収入 受信料収入:NHK地方局への直接照会による。 ○民間放送業 民間放送業の産出額 ＝放送収入＋制作収入＋番組販売収入－代理店手数料 県内に放送設備を有する事業者に対する直接照会による。 ○有線放送業 有線放送業の産出額＝放送収入＋施設使用料収入 事業者に対する直接照会による。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 情報サービス業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 映像・音声・文字情報制作業の産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
<p>10. 金融・保険業 (1) 71金融業(保険、年金基金を除く)</p>	<p>a. 産出額 金融業の産出額 ＝日本銀行の産出額＋預金取扱機関の産出額＋その他の金融機関の産出額 上記で求めた産出額に、の「19. 自社開発ソフトウェア」及び「企業内研究開発分のR&D」産出額を加算する。</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>

<p>(2) 72保険業</p>	<p>① 生命保険 a. 産出額 生命保険サービス産出額 ＝受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率: 全国値</p> <p>② 年金基金 a. 産出額 ○民間年金基金、○公的年金基金 いずれの機関とも次式による 当該機関の産出額＝全国値×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率: 全国値</p> <p>③ 非生命保険 a. 産出額 ○民間非生命保険及び公的非生命保険の産出額 非生命保険サービス産出額 ＝受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額 ○「定型保証」の産出額 「定型保証」の産出額の定義(推計式)は以下のとおりである。 定型保証産出額＝受取保証料＋財産運用純益－純債務肩代わり</p> <p>○民間非生命保険 ・本邦損害保険会社(漁船保険中央会を含む)、外国損害保険会社 当該機関の産出額 ＝正味収入保険料－正味支払保険金－(積立部分にかかる責任準備金純増－財産運用純益)－支払備金純増額</p> <p>・火災共済協同組合 損益計算書を用い、次式による産出額を求める。 火災共済協同組合の産出額 ＝正味収入保険料－正味支払保険金－(支払備金純増額－資産運用純益)</p> <p>・農業共済組合 農業共済組合の産出額 ＝{(共済掛金＋還付収入金)－(還付支払金＋保険料＋支払無事戻金)}－(共済金＋支払備金純増額－保険金)－準備金のうち保険契約者分の責任準備金純増＋財産運用純益</p> <p>・農業共済組合連合会 農業共済組合連合会の産出額 ＝{(保険料＋再共済手数料収入＋還付収入金)－(還付支払金＋再保険料＋再共済掛金＋支払無事戻金)}－{保険金＋支払備金純増額－(再保険金＋再共済金)}－準備金のうち保険契約者持分の責任準備金純増＋財産運用純益</p> <p>○公的非生命保険 ・農業共済事業 農業共済事業の産出額＝正味収入保険料－正味支払保険金 ＝(共済掛金及交付金＋連合会無事戻金－支払無事戻金－保険料及技術料＋賦課金)－(共済金＋支払準備金純増額－保険金及び診療補てん金)</p> <p>・交通災害共済事業 交通災害共済事業の産出額＝正味収入保険料－正味支払保険金 ＝(共済掛金収入－未経過共済掛金純増額＋繰入金)－共済見舞金</p> <p>○定型保証 ・全国信用保証協会 各都道府県の信用保証協会の財務諸表(収支計算書の経常支出のうち業務費)からコスト積上げにより推計する。なお、県内に複数の保証協会がある場合はそれぞれを推計して合算する。</p> <p>・住宅ローン保証を提供する機関 全国値を各県の住宅ローン残高で分割する。 当該機関の産出額＝全国値×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率: 全国値</p>
<p>11. 不動産業 (1) 73住宅賃貸業</p>	<p>a. 産出額 支出系列で推計。</p>

<p>(2) 74不動産仲介業</p> <p>(3) 75不動産賃貸業</p>	<p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 不動産仲介業の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 不動産賃貸業の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
<p>12. 専門・科学技術、業務支援サービス業</p> <p>(1) 76研究開発サービス</p> <p>(2) 77広告業</p> <p>(3) 78物品賃貸サービス業</p> <p>(4) 79その他の対事業所サービス業</p> <p>(5) 80獣医業</p> <p>(6) 97(政府)学術研究</p> <p>(7) 101(非営利)自然・人文科学研究機関</p>	<p>a. 産出額 研究開発サービスの産出額=全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 広告業の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 ○物品賃貸業(○貸自動車業を除く物品賃貸業) 物品賃貸業の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 その他の対事業所サービス業の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 獣医業の産出額=全国値×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>「17. 非市場生産者(政府)」を参照。</p> <p>「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。</p>
<p>13. 公務</p> <p>14. 教育</p> <p>(1) 81教育</p> <p>(2) 95(政府)教育</p> <p>(3) 99(非営利)教育</p>	<p>「17. 非市場生産者(政府)」を参照。</p> <p>a. 産出額 教育の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>「17. 非市場生産者(政府)」を参照。</p> <p>「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。</p>
<p>15. 保健衛生・社会事業</p> <p>(1) 82医療・保健</p>	<p>a. 産出額 ○医療業 次の産出額に、「19. 自社開発ソフトウェア産出額及び企業内研究開発のR&D産出額」の産出額を加算する。 医療費総額=「保険適用となる傷病治療費」×(1+保険外診療比率) ○保険適用となる傷病治療費 公費負担分=公費負担分(全国値)×分割比率 保険者等負担分 =医療保険分+国民健康保険分(高額療養費を含む)+その他の労働者災害補償分</p>

<p>(2) 83介護</p> <p>(3) 98(政府)保健衛生、社会福祉</p> <p>(4) 102(非営利)社会福祉</p>	<p>・旧老人保健分(平成20年3月まで) 老人医療給付額を所轄機関の精算書からとる。 ・後期高齢者医療給付分(平成20年4月から) 『後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)』(厚生労働省)の「都道府県別医療費の状況」の「医療給付費の状況」から医療給付費合計をとる。 ・患者負担分 患者負担分=患者負担分(全国値)×分割比率 ○保健衛生業 保健衛生業の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率 ○社会福祉業 社会福祉業の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 介護の産出額 =介護給付・予防給付費用額(福祉用具購入費と住宅改修費を除く)+市町村特別給付費用額</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>「17. 非市場生産者(政府)」を参照。</p> <p>「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。</p>
<p>16. その他のサービス</p> <p>(1) 84自動車整備・機械修理業</p> <p>(2) 85 会員制企業団体</p> <p>(3) 86娯楽業</p> <p>(4) 87洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>(5) 88その他の対個人サービス業(89分類不明を含む)</p> <p>(6) 96(政府)社会教育</p> <p>(7) 100(非営利)社会教育</p> <p>(8) 103(非営利)その他</p>	<p>a. 産出額 ○自動車整備業 自動車整備業の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率 ○機械修理業 機械修理業の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 会員制企業団体の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 娯楽業の産出額=全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 洗濯・理容・浴場業の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>a. 産出額 その他の対個人サービス業(分類不明を含む)の産出額 =全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p> <p>「17. 非市場生産者(政府)」を参照。</p> <p>「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。</p> <p>「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。</p>
<p>17. 非市場生産者(政府)</p>	<p>a. 産出額 非市場生産者(政府)の産出額 =①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税</p>

	<p>① 雇用者報酬: 決算書から、非市場生産者(政府)の経済活動ごとに、その雇用者の労働提供に対して支払う現金と現物による賃金、俸給と雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金をとる。</p> <p>② 中間投入: 非市場生産者(政府)の経済活動ごとに、推計する。 中間投入額=(a)「決算書」の中間投入額+(b)FISIM消費額 (a)決算書の中間投入額 決算書から、「中間投入」該当項目をとる。 (b) FISIM消費額 分配系列で推計した制度部門別FISIM消費額を用いる。 (c) 94公務への日本銀行の非市場産出分のコスト加算 加算する非市場産出額 =(日本銀行の産出額-日本銀行の受取手数料)×分割比率</p> <p>③ 固定資本減耗: 経済活動別固定資本減耗額 =経済活動別産出額(固定資本減耗を除く)×国の経済活動別固定資本減耗比率(防衛装備品の固定資本減耗分を除く)</p> <p>④ 生産・輸入品に課される税:照会調査、若しくは「歳入歳出決算書」、「地方財政統計年報」(総務省)からとる。</p>
18. 非市場生産者(非営利)	<p>a. 産出額 経済活動別非市場生産者(非営利)の産出額=全国値×分割比率 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 従業者数:『経済センサス-基礎調査』の該当従業者数の対全国比率による。 1人当たり現金給与:『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の調査産業計の常勤労働者1人平均日間現金給与を代用</p> <p>b. 中間投入 中間投入比率:全国値</p>
19. 自社開発ソフトウェア産出額及び企業内研究開発のR&D産出額	
(1) 自社開発ソフトウェアの産出額	経済活動別自社開発ソフトウェア産出額=全国値×自県の産出額
(2) 企業内研究開発のR&D産出額	経済活動別企業内研究開発のR&D産出額=全国値×分割比率 分割比率:県の「研究者・技術者」の経済活動別人数に対する全国の「研究者・技術者」の経済活動別人数 「研究者・技術者」の経済活動別人数:『国勢調査』(総務省)
輸入品に課される税・関税	輸入品に課される税・関税=全国値×分割比率 分割比率:経済活動別県内総生産の「小計(経済活動の計)」の対全国比率で分割する。
(控除)総資本形成に係る消費税	支出系列で推計する総固定資本形成及び在庫変動の仕入税額控除できる消費税額の合計値を、同額一括控除する。
生産者価格表示の県内総生産	経済活動別別産出額から、経済活動別中間投入額を差し引くことにより求める。
固定資本減耗	
(1) 市場生産者の経済活動別固定資本減耗	県別経済活動別固定資本減耗額 =県別経済活動別産出額×国の経済活動別固定資本減耗比率 国の経済活動別固定資本減耗比率:全国値
(2) 非市場生産者(政府)の経済活動別固定資本減耗	「17. 非市場生産者(政府)」を参照。
(3) 非市場生産者(非営利)の経済活動別固定資本減耗	県別経済活動別固定資本減耗額 =県別経済活動別産出額×国の経済活動別固定資本減耗比率 国の経済活動別固定資本減耗比率:全国値
生産者価格表示の県内純生産	生産者価格表示の県内総生産から、固定資本減耗を差し引くことにより求める。
生産・輸入品に課される税(控除)補助金	
(1) 生産・輸入品に課される税	納税した経済活動に計上。種別ごとに合計値を求める。
(2) (控除)補助金	種別ごとに合計値を求める。
県内純生産(要素費用表示)	生産者価格表示の県内純生産から、生産・輸入品に課される税を差し引き、補助金を加えることにより求める。
雇用者報酬	分配系列の推計方法を参照。
営業余剰・混合所得	県内純生産(要素費用表示)から、雇用者報酬を差し引くことにより求める。

2 分配系列の推計方法

項目	推計方法
制度部門別所得支出勘定 雇用者報酬 1. 賃金・俸給 (1) 現金給与 ① 農林水産業 ② 農林水産業以外の産業 (2) 役員報酬(給与・賞与) (3) 議員歳費等 (4) 現物給与 (5) 給与住宅差額家賃	a. 農業 i. 農家 販売農家1戸当たり農業雇用労賃×販売農家戸数 b. 林業 i. 林家 林業の県内純生産×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃率 c. 水産業 水産業の県内純生産×雇用労賃率 d. 有給家族従業者の現金給与の加算 上記a、b、cの「雇用労賃」には有給家族従業者の労賃分が含まれていないことから、有給家族従業者分の現金給与を次式により推計し、上記a、b、cの合計額に加算する。 有給家族従業者の現金給与＝有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数 a. 常用雇用者(サービス業(教育)のうちの教職員・非市場生産者(政府)のうち公務を除く) i) 常用雇用者数 常用雇用者数=(雇用者数×二重雇用比率)－臨時・日雇従業者数 ii) 1人当たり現金給与総額 『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)－30人以上－により経済活動別を求める。 経済活動別全規模1人当たり現金給与額は、(30人以上の1人当たり現金給与額×30人以上の常用雇用者数＋29人以下の1人当たり現金給与額×29人以下の常用雇用者数)÷(30人以上の常用雇用者数＋29人以下の常用雇用者数)による。 1人当たり役員給与・賞与×役員数による。 直接照会及び県・市町村の決算書により推計する。 現金給与所得×現物給与比率 {1か月1㎡当たり市中平均家賃(民営借家)－1か月1㎡当たり給与住宅家賃}×(給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積)×12か月。各データは、『住宅・土地統計調査』からとる。
2. 雇主の現実社会負担 A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 (1) 特別会計 (2) 共済組合 (3) 組合管掌健康保険 (4) 児童手当及び子ども手当 (5) 社会保障基金 (6) 介護保険 B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 (1) 確定給付型企業年金と発生主義により記録する退職一時金 (2) 確定拠出型企業年金	推計対象範囲は以下のとおりで、「その他の経常移転(財産所得以外の移転)の2. 社会負担」の項を参考にして推計する。 ① 年金(除児童手当及び子ども手当) a. 全国健康保険協会管掌健康保険(旧政府管掌健康保険) b. 厚生年金 ② 労働保険 a. 労働者災害補償保険 b. 雇用保険(旧失業保険) ③ 船員保険(平成21年12月まで) ① 国家公務員共済組合・同連合会 ② 地方公務員共済組合・同連合会 (地方職員共済組合(団体共済部)、公立学校共済組合及び警察共済組合を含む) ③ その他 a. 私立学校振興・共済事業団 b. 地方議会議員共済会 c. 農林漁業団体職員共済組合 d. 日本製鐵八幡共済組合(負担なし) ① 政府関係健康保険組合(＝地方公共団体設立分) ② 民間健康保険組合(＝民間設立分) ① 民間分 ② 公務員分 ① 地方公務員災害補償基金 ② 消防団員等公務災害補償等共済基金 ③ 石炭鉱業年金基金(負担なし) 介護保険 ① 確定給付型企業年金 a. 厚生年金基金、企業年金連合会 b. 適格退職年金(平成24年3月まで) c. 確定給付企業年金 ② 退職一時金(民間分等) ① 勤労者退職金共済機構 ② 中小企業基盤整備機構 小規模企業共済勘定 ③ 国家公務員共済組合 退職等年金経理(平成27年10月以降) ④ 地方公務員共済組合 ⑤ 日本私立学校振興・共済事業団 退職等年金給付勘定(平成27年10月以降) ⑥ 確定拠出年金(企業型)
3. 雇主の帰属社会負担 (1) 雇主の帰属年金負担 (2) 雇主の帰属非年金負担	推計対象範囲は以下のとおりで、「2. 社会負担」の項を参考にして推計する。 雇主の帰属年金負担 ① 退職一時金(政府分等) ② 公務災害補償費 ③ その他
営業余剰・混合所得 (1) 県内純生産(要素費用表示)の推計 (2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計 (3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計	県内純生産(要素費用表示)＝産出額－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税(控除)補助金。 全ての計数：生産系列で推計した計数を適用する。 「(1) 県内純生産(要素費用表示)の推計」で求めた県内純生産(要素費用表示)より以下の式により経済活動別営業余剰・混合所得を求める。 経済活動別営業余剰・混合所得＝県内純生産－(内ベース)雇用者報酬 (内ベース)雇用者報酬：「雇用者報酬」の計数を適用する。 「(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた、経済活動別営業余剰・混合所得を制度部門別営業余剰・混合所得に転換する。

1. 経済活動別総生産から直接推計される営業余剰	以下の3つの経済活動別部門については、経済活動別部門＝制度部門であるため、経済活動別営業余剰をそのまま制度部門の営業余剰とする。
(1)金融・保険業(民間、公的)	金融・保険業(公的+民間)の営業余剰をもって金融機関の営業余剰とする。
(2)公的非金融法人企業	公的非金融法人企業の決算書等により直接に推計した営業余剰の合計から中間投入としてのFISIM消費額を控除することにより推計する。
(3)住宅賃貸業(持ち家)	不動産業のうちの住宅賃貸業の営業余剰から持ち家を分離して持ち家の営業余剰とする。 家計(持ち家)の営業余剰＝持ち家帰属家賃×全国値 持ち家帰属家賃：支出系列で推計した持ち家の帰属家賃額を用いる。国の営業余剰率：全国値
2. 直接推計以外の営業余剰及び混合所得	民間非金融法人企業の営業余剰 ＝(経済活動別営業余剰・混合所得－経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰)－家計(個人企業)の営業余剰・混合所得
(1)家計(個人企業)	持家による住宅賃貸業の営業余剰は、上記「1. 経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰」で求められる。 ①農林水産業 農林水産業混合所得 ＝同業純生産(要素費用表示)－同業(内ベース)雇用者報酬－同業民間法人企業営業余剰 ②その他の産業 その他の産業混合所得 ＝Σ各経済活動(一企業当たり本業混合所得×個人企業数)＋内職混合所得＋兼業混合所得
(2)民間非金融法人企業	民間非金融法人企業の営業余剰 ＝(経済活動別営業余剰・混合所得－経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰)－家計(個人企業)の営業余剰・混合所得
生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産系列の推計方法を参照。
財産所得	
1. 利子	
(1)FISIM調整前利子の推計	※「FISIM調整後の受取・支払利子」を単に「受取利子」及び「支払利子」として表章する。
(1)－A 支払利子	
①非金融法人企業	a. 民間企業 全国値×分割比率 b. 公的企業 財政収支調査の機関別決算額の合算による。これによらない場合は、全国値×分割比率による。
②金融機関	a. 民間金融機関 (a)金融機関 支払利子の推計は、[分割による方法]若しくは[財務諸表による合算方法]による。 ア. [分割による方法]支払利子＝全国値×(自県預金残高/全国預金残高) 預金残高：日本銀行の統計(都道府県別国内銀行預金残高)による。 イ. [財務諸表による合算方法]金融機関別に推計し、合算する。金融機関別は、次式により求める。 支払利子＝当該機関支払利子×(当該機関県内預金残高/当該機関預金残高) (b)生命保険 ア. 生命保険会社 全国値×分割比率 分割比率：『生命保険事業概況』(生命保険協会)から、保有契約高(個人保険・団体保険)の自県分の対全国比を求める。 イ. 農業協同組合 共済事業 県主管課業務資料あるいは『総合農協統計表』(農林水産省)の損益計算書の共済借入金利息による。 ウ. 全国共済農業協同組合連合会 全国値×分割比率 エ. 全国労働者共済生活協同組合連合会 全国値×分割比率 (c)非生命保険 ア. 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 全国値×分割比率 イ. その他の非生命保険(定型保証を除く) 船主相互保険組合、漁船保険中央会、火災共済協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会。県内各関係機関への直接照会により、支払利息をとる。 b. 公的金融機関 (a)金融機関 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。 ア. 日本銀行 支払利子＝全国値×分割比率 イ. ゆうちょ銀行 支払利子＝全国値×(自県貯金残高/全国貯金残高) ウ. 財政投融资特別会計 本部(東京都分)と支部(他道府県分)に分けて推計する。 支部支払利子＝全国値×(地方公共団体貸付金/運用資産合計)×貸付金残高の自県分の対全国比 エ. その他の公的金融機関 県内所在の公的金融機関の支払利子＝国の当該金融機関の支払利子×分割比率 (b)生命保険 かんぽ生命 全国値×分割比率 (c)非生命保険 農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計から合算。
③一般政府	a. 国出先機関 ・「供託金利子」は財政収支調査、照会調査により求める。 ・「供託金利子」以外の利子は、中央政府分の当該支払利子を日本銀行の国内銀行の年度末預金残高の対全国割合により分割する。 b. 県・市町村 普通会計の地方債利子償還額、一時借入金利子、及び一般政府に格付けされる公営事業会計(下水道事業)の支払利息、事業債利子償還額などによる。

<p>④家計(個人企業を含む)</p>	<p>c. 社会保障基金 ア. 国民健康保険(事業勘定)、後期高齢者医療(老人保健医療)、介護保険(保険事業勘定) 歳入歳出決算書あるいは直接照会による。 イ. 共済組合 支払利子等をとる。県内所在支部機関等の運用分は照会調査により、本部運用分は全国値を組合加入者数の自県分の対全国比で分割する。 ウ. 組合管掌健康保険、基金、年金積立金管理運用 県内各組合、基金に対する照会調査による。</p> <p>a. 消費者負債利子 全国値の分割による。 ア. 全国銀行(銀行勘定) 全国値×分割比率 イ. 生命保険会社 全国値×分割比率 ウ. その他 全国値を全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。</p> <p>b. 持ち家の支払利子(住宅支払利子) 全国値の分割による。 ア. 全国銀行(銀行勘定) 全国値×分割比率 イ. 住宅金融支援機構 全国値×分割比率 ウ. その他 直接照会、若しくは国の当該計数を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。</p> <p>c. 農林水産業の支払利子 全国値×分割比率</p> <p>d. 非農林水産業の支払利子 全国値×分割比率</p>
<p>⑤対家計民間非営利団体</p>	<p>・対家計民間非営利団体 全国値×分割比率</p>
<p>(1)－B 受取利子</p>	
<p>①非金融法人企業</p>	<p>a. 民間企業 全国値×分割比率</p>
	<p>b. 公的企業 財政収支調査の機関別決算額の合算による。</p>
<p>②金融機関</p>	<p>a. 民間金融機関 (a)金融機関 受取利子＝全国値×(自県貸出金残高/全国貸出金残高) (b)生命保険 ア. 生命保険会社 全国値×分割比率 イ. 農業協同組合 共済事業 県主管課業務資料あるいは『総合農協統計表』(農林水産省)の損益計算書の共済貸付金利息による。 ウ. 全国共済農業協同組合連合会 全国値×分割比率 エ. 全国労働者共済生活協同組合連合会 国の当該計数×分割比率 (c)非生命保険 ア. 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 全国値×分割比率 イ. その他の非生命保険 県内各関係機関への照会により、受取利息をとる。</p> <p>b. 公的金融機関 (a)金融機関 ア. 日本銀行 受取利子＝全国値×分割比率 イ. ゆうちょ銀行 受取利子＝全国値×(ゆうちょ銀行の自県預金残高/ゆうちょ銀行の全国預金残高) ウ. 財政投融资特別会計 支部受取利子＝全国値×(地方公共団体貸付金/運用資産合計)×貸付金残高の自県分の対全国比 エ. その他の公的金融機関 県内所在の公的金融機関の受取利子＝国の当該金融機関の受取利子×分割比率 (b)生命保険 かんぽ生命 全国値×分割比率 (c)非生命保険 生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計を合算する。</p>
<p>③一般政府</p>	<p>a. 国出先機関 ・独立行政法人、事業団などの受取利子は、各機関に対する財政収支調査、照会調査により求める。 ・その他の受取利子は、全国値を日本銀行の国内銀行の年度末貸出金残高の自県分の対全国比により分割。</p> <p>b. 県・市町村 「県歳入歳出決算書」などを合算し推計する。</p> <p>c. 社会保障基金 ア. 年金特別会計 預託金利子をとるか、又は、全国値×分割比率 イ. 国民健康保険(事業勘定)、後期高齢者医療(老人保健医療)、介護保険(保険事業勘定) 歳入歳出決算書又は直接照会による。 ウ. 共済組合 受取利息等をとる。 エ. 組合管掌健康保険、基金、年金積立金管理運用(資産運用収益) 県内各組合、基金への照会による。</p>
<p>④家計(個人企業を含む)</p>	<p>a. 預貯金利子 (a)一般預貯金利子 ア. 信託勘定以外の預貯金利子 国の機関別一般預貯金利子×個人分割合×分割比率 イ. 信託勘定(全国銀行)の預貯金利子 全国値×個人分割合×分割比率 (b)社内預金利子 全国値を社内預金の県別預貯金残高計数(直接照会)で分割する。</p> <p>b. 有価証券利子 全国値×分割比率 分割比率:日本銀行から国内銀行(銀行勘定)の個人預金残高の自県分の対全国比を求める。</p>
<p>⑤対家計民間非営利団体</p>	<p>対家計民間非営利団体 全国値×分割比率</p>

<p>(2)FISIM調整前の受取・支払 利子の制度部門別統合</p> <p>(3)制度部門別FISIM消費額</p> <p>(4)FISIM調整後の受取・支払 利子(FISIM額の加算及び減 算)</p>	<p>利子(FISIM調整前の受取・支払利子)を制度部門毎に統合計算する。</p> <p>県別制度部門別FISIM消費額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FISIM消費額の推計は、全国値を分割する。 ・FISIM消費額の推計は、借り手側FISIM・貸し手側FISIM別に推計する。 ・制度部門は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計(個人企業を含む)」及び「対家計民間非営利団体」である。 ・「非金融法人企業」のFISIM消費額は、経済活動別FISIM消費額の合計と他部門FISIM消費額(家計は個人企業分のみ)の残差として推計する。 <p>①金融機関以外の制度部門 FISIM調整後受取利子=FISIM調整前受取利子+FISIM貸し手側消費額 FISIM調整後支払利子=FISIM調整前支払利子-FISIM借り手側消費額</p> <p>②金融機関 FISIM調整後受取利子=FISIM調整前受取利子+FISIM貸し手側消費額-FISIM借り手側産出額 FISIM調整後支払利子=FISIM調整前支払利子-FISIM借り手側消費額+FISIM貸し手側産出額</p>
<p>2. 法人企業の分配所得</p> <p>(1)法人企業の分配所得の支 払</p> <p>(2)法人企業の分配所得の受 取</p>	<p>①非金融法人企業</p> <p>a. 民間企業 全国値×分割比率 b. 公的企業 全国値×分割比率</p> <p>②金融機関</p> <p>a. 民間機関 全国値×分割比率</p> <p>b. 公的機関 財政収支調査の機関別決算額の合算による。または、全国値×分割比率</p> <p>③一般政府</p> <p>a. 国出先関係機関 財務省物納証券の配当収入、高齢者・障害・求職者雇用支援機構宿舍施設等収入、公務員宿舍貸付料収入等による。</p> <p>b. 県、市町村関係 公営住宅貸付収入等による。</p> <p>c. 社会保障基金 宿舍貸付料等による。直接照会調査及びそれぞれの決算書の合算により推計する。</p> <p>④家計 全国値×分割比率</p> <p>⑤対家計民間非営利団体 全国値×分割比率</p>
<p>3. その他の投資所得</p> <p>(1)保険契約者に帰属する投 資所得</p>	<p>①保険契約者に帰属する投資所得の支払</p> <p>a. 生命保険の帰属収益</p> <p>(a)民間生命保険 (b)公的生命保険</p> <p>○かんぽ生命 全国値×分割比率</p> <p>b. 非生命保険の帰属収益</p> <p>(a)民間機関</p> <p>○本邦損害保険会社(漁船保険中央会を含む)及び外国損害保険会社 全国値×分割比率 分割比率:火災保険+自動車保険+自賠責保険の(保険料収入-支払保険金)の自県分の対全国比による。</p> <p>○その他の非生命保険</p> <p>(ア)火災共済協同組合 全国値×分割比率</p> <p>(イ)農業共済組合 (利子配当収入-支払利息)×積立分比率</p> <p>(ウ)農業共済組合連合会 (利子配当収入-支払利息)×積立分比率</p> <p>(エ)漁業共済組合 [(事業収益+管理収益)の受取利子-(事業費用+管理費用)の支払利子]×積立分比率</p> <p>(オ)漁業共済組合連合会 [(事業収益+管理収益)の受取利子-(事業費用+管理費用)の支払利子]×積立分比率</p> <p>(b)公的企業</p> <p>①地震再保険 地震保険の保有保険金額の全国比を準用する。(『地震保険統計』(損害保険料算出機構))</p> <p>②農業共済再保険 ③森林保険(H26年度まで) ④漁船再保険及び漁業共済再保険</p> <p>⑤貿易再保険(日本貿易保険を含む) ⑧農林漁業信用基金 ⑨森林総合研究所(H27年度以降) 産出額の全国比で分割</p> <p>⑥自動車安全保険 自賠責保険の純保険料の全国比を準用する。</p> <p>⑦日本政策金融公庫 日本政策金融公庫(中小企業信用保険勘定)の貸付金残高の全国比で分割</p> <p>⑩農業共済事業 市町村事業会計決算書による。</p> <p>⑪交通災害共済事業 県事業会計決算書による。</p> <p>c. 定型保証の帰属収益</p> <p>○全国信用保証協会 財産運用純益=利息配当収入-支払利息=(預け金利息+有価証券利息・配当金)-借入金利息</p> <p>○住宅ローン保証を提供する機関 全国値×分割比率</p>

<p>②保険契約者に帰属する投資所得の受取</p>	<p>d. 保険契約者配当 (a)生命保険契約者配当 (b)非生命保険契約者配当 全国値を分割する。</p> <p>a. 非金融法人企業 (民間非生命保険) 各保険について支払額と同額を国の制度部門別当該計数で分割し、受取分として計上する。 (公的非生命保険) 貿易再保険特別会計 支払額(東京に計上)を、各県に分割して計上する。 (定型保証) 国に準拠して分割し、民間非金融法人企業分を計上する。</p> <p>b. 金融機関 (民間非生命保険) 各保険について支払額と同額を国の制度部門別当該計数で分割し、受取分として計上する。 (公的非生命保険) 日本政策金融公庫(中小企業信用保険勘定)などを、各県に分割して計上する。</p> <p>c. 一般政府 支払額と同額を国の制度部門別当該計数で分割し、受取分として計上する。</p> <p>d. 家計 (a)生命保険 生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払の全額を計上する。 (b)非生命保険 (民間非生命保険)各保険につき国の制度部門別当該計数で分割し、家計分として加算計上する。 (公的非生命保険)各支払額を、各県に分割して計上する。 (定型保証)全国信用保証協会については、国に準拠して分割し、家計分を計上する。住宅ローン保証を提供する機関については、当該機関の「定型保証の帰属収益」の支払額と同額を計上する。農林漁業信用基金(林業信用保証制度)については、受取は各都道府県に計上する。当該機関の「定型保証の帰属収益」の全国値を林業産出額の自県分の対全国比で分割し、計上する。</p> <p>e. 対家計民間非営利団体 支払額と同額を国の制度部門別当該計数で分割し、受取分として計上する。</p>
<p>(2)年金受給権に係る投資所得</p>	<p>①年金受給権に係る投資所得の支払 年金受給権に係る投資所得の支払=全国値×分割比率×内民転換比率 ②年金受給権に係る投資所得の受取 受取=年金受給権に係る投資所得の支払(自県分)、全額が家計の受取になる。</p>
<p>(3)投資信託投資者に帰属する投資所得 ①投資信託投資者に帰属する投資所得の支払 ②投資信託投資者に帰属する投資所得の受取</p>	<p>投資信託投資者に帰属する投資所得の支払=全国値×(自県預金残高/全国預金残高) 家計の受取=投資信託投資者に帰属する投資所得の支払(自県分)×家計分の割合</p>
<p>4. 賃貸料 (1)土地の純賃貸料</p>	<p>①制度部門別土地の支払総賃貸料 a. 金融機関 (a)民間企業 全国値×分割比率 b. 非金融法人企業 (a)民間企業 全国値×分割比率 (b)公的企業 財政収支調査などによる。 c. 一般政府 (a)国出先機関分 各省庁の土地借料、防衛省の提供施設等借料等を、財政収支調査により求める。 (b)県、市町村分 『歳入歳出決算書』、『地方財政状況調査』(総務省)及び県主管課等資料による。 (c)社会保障基金 各決算書、事業報告書等による。 d. 家計(個人企業) (a)農林水産業分 田畑賃貸料=(田の10アール当たり賃貸料×田の県別借入耕地面積)+(畑の10アール当たり賃貸料×畑の県別借入耕地面積) (b)非農林水産業分 土地賃貸料=持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 (c)持ち家分 土地賃貸料=持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 e. 対家計民間非営利団体 全国値×分割比率</p> <p>②制度部門別土地の受取総賃貸料 非金融法人企業 (a)民間企業 全国値×分割比率 (b)公的企業 財政収支調査などによる。</p>

<p>③制度部門別土地税</p> <p>(2)著作権使用料</p>	<p>一般政府 (a)国出先機関分 土地水面貸付料、飛行場及び航空保安施設使用料収入を財政収支調査により求める。 (b)県、市町村分 決算付属書の「財産運用収入」の細項目による土地、建物貸付料によるか、あるいは県主管課資料より土地貸付料をとる。 (c)社会保障基金 各決算書、事業報告書等による。</p> <p>家計 家計の支払総賃貸料に、国の受取・支払総賃貸料の比率を乗じて推計する。</p> <p>対家計民間非営利団体 全国値×分割比率</p> <p>a. 土地税総額 国有及び公有資産所在市町村交付金(土地分)については、県主管課等に直接照会することとし、その他の税については、土地税×借地割合による。</p> <p>b. 制度部門別分類 (a)受取 一般政府は国有及び公有資産所在市町村交付金分をとる。残額は、非金融法人企業(民間)、家計、対家計民間非営利団体の受取総土地賃貸料の比率で分割する。 (b)支払 一般政府は国有及び公有資産所在市町村交付金分(受取と同額)をとる。残額は、非金融法人企業(民間)、金融機関(民間)、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の支払総土地賃貸料の比率で分割する。</p> <p>①支払 支払総額=全国値×総生産の自県分の対全国比 ②受取 受取総額=全国値×分割比率</p> <p>a. 非金融法人企業の受取 受取総額-家計の受取分</p> <p>b. 家計の受取 自県分の受取総額×(国の家計受取総額/(国の家計受取総額+国の民間非金融法人企業受取総額))による。</p>
<p>その他の経常移転(財産所得以外の移転)</p> <p>1. 所得・富等に課される経常税</p> <p>(1)支払(非金融法人企業、金融機関、家計)</p> <p>①所得に課される税</p>	<p>1. 源泉所得税 A. 利子所得 全国徴収税額×分割比率 B. 配当所得 県徴収税額を計上する。県内=県民とみなす。 C. 上場株式等の譲渡所得等 県徴収税額を計上する。 D. 給与所得 県徴収税額×内民転換比率 内民転換比率: 県民雇用者報酬/県内雇用者報酬。家計に計上する。 E. 退職所得 県徴収税額×内民転換比率 内民転換比率: 県民雇用者報酬/県内雇用者報酬。家計に計上する。 F. 報酬料金等所得 県徴収税額×内民転換比率 内民転換比率: 県民雇用者報酬/県内雇用者報酬。家計に計上する。</p> <p>2. 申告所得税 県徴収税額を家計に計上する。</p> <p>3. 所得税還付金 所得税から還付金を控除する。 A. 源泉所得税の還付金 a. 源泉所得税の還付金額 源泉所得税の還付金額=全国還付金額×分割比率×内民転換比率 b. 制度部門への分割 県別の「源泉所得税の還付金」を、県別の源泉所得税の制度部門別支払い額の構成比で各制度部門別還付金額を推計する。 B. 申告所得税の還付金 申告所得税の還付金額=全国還付金額×分割比率 全国還付金額:『国税庁統計年報』から、申告所得税の還付金をとる。 分割比率:『国税庁統計年報』から、申告所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。全額を家計に計上。</p> <p>○法人税(法人税、法人特別税、地方法人税) 全国値×分割比率 ○住民税 1. 所得割 道府県民税(所得割)、市町村民税(所得割)の県徴収税額をとり、家計に計上する。 2. 配当割及び株式等譲渡所得割 道府県民税(配当割)、道府県民税(株式等譲渡所得割)の県徴収税額をとり、家計に計上する。 3. 法人税割 道府県民税(法人税割)、市町村民税(法人税割)の県徴収税額をとる。 4. 利子割 道府県民税(利子割)の県徴収税額をとり、「源泉所得税、利子所得等」の比率を準用して、各制度部門に分割する。平成28年1月1日から法人は廃止になり、以降は家計のみに計上する。 ○日本銀行納付金 全国値×分割比率</p> <p>○事業税(法人事業税、個人事業税、地方法人特別税) 地方法人特別税=全国値×分割比率</p>
<p>②その他の経常税</p>	<p>○事業税(法人事業税、個人事業税、地方法人特別税) 地方法人特別税=全国値×分割比率</p>

(2)受取(一般政府)	<p>○自動車関係税(自動車重量税の1/2、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2) 県徴収税額をとり、家計に計上する。</p> <p>○狩猟税 県徴収税額をとり、家計に計上する。</p> <p>○住民税</p> <p>1. 均等割</p> <p>A. 個人分 道府県民税(均等割・個人)、市町村民税(均等割・個人)の県徴収税額をとり、家計に計上する。</p> <p>B. 法人分 道府県民税(均等割・法人)、市町村民税(均等割・法人)の県徴収税額をとる。</p> <p>受取(一般政府)</p> <p>受取は、①所得に課される税及び②その他の経常税の県内徴収税額を一般政府に計上する。</p>
<p>2. 社会負担及び3. 現物社会移転以外の社会給付</p> <p>2-A. 社会保障基金に係る現実社会負担</p>	<p>①年金(児童手当及び子ども手当を除く)</p> <p>a. 健康保険 『事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険)』(全国健康保険協会、旧社会保険庁)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)保険料徴収状況より「収納済額」(介護保険料分を除く。なお、任意継続被保険者分は除かれている)を、 受取額=収納済額×(1-介護保険料割合)により求める。</p> <p>b. 厚生年金 『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)保険料徴収状況から「収納済額」をとる。</p> <p>c. 国民年金 『厚生年金保険・国民年金事業年報』(厚生労働省)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)納付状況及び保険料収納状況から「保険料額換算」をとる。(受取)受取=支払</p> <p>③船員保険(平成21年12月まで) 『事業年報』(旧社会保険庁)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)保険料徴収状況から「収納済額」(介護掛金分を除く)をとる。 介護掛金分は、全国の介護掛金割合(介護保険分/(船員保険分+介護保険分))で推計する。『船員事業年報』の総括表の「11.年度別収支状況」(全国)からとる。</p> <p>②労働保険</p> <p>a. 労災保険 『労働者災害補償保険事業年報』(厚生労働省)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)保険料徴収状況から「収納済額」をとる。</p> <p>b. 雇用保険 直接照会による。または、国の当該計数を以下により分割する。</p> <p>○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>(2)国民健康保険 『国民健康保険事業年報』(厚生労働省)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)年度別、都道府県別経理状況-収入-から「保険料」(介護納付金分を除く)をとる。 (受取)受取=支払</p> <p>(3)後期高齢者医療(制度施行の平成20年4月から計上) 『後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)』(厚生労働省)から負担を求める。</p> <p>○負担 (支払)都道府県別経理状況の保険料収納状況から「収納額」をとる。(受取)受取=支払</p> <p>(4)共済組合</p> <p>①国家公務員共済組合 全国値を以下により分割する。</p> <p>○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>②地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む) 直接照会による。</p> <p>④その他</p> <p>a. 日本私立学校振興・共済事業団 直接照会による。</p> <p>b. 地方議会議員共済会(平成23年6月1日まで) 直接照会による。</p> <p>(5)組合管掌健康保険 ○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>(6)全国健康保険協会 ○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>(7)児童手当及び子ども手当 ○負担 (支払)民間分+(公務員分の受取×内民転換比率) (受取)民間分×内民転換比率+公務員分</p>

<p>(8)社会保障基金</p>	<p>①農業者年金基金(旧年金勘定) ○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>②災害補償基金 a. 地方公務員災害補償基金 直接照会による。 b. 消防団員等公務災害補償等共済基金 ○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p>
<p>(9)介護保険</p>	<p>○負担 (支払)受取(1号被保険者分)+受取(2号被保険者分)×内民転換比率 (受取)1号被保険者の分は、『介護保険事業状況報告』(厚生労働省)をとる。 2号被保険者の分は、それぞれの医療保険から、介護掛金を県主管課への直接照会によりとる。または、全国の介護保険料分の割合を用いて推計する。</p>
<p>3-A. 現金による社会保障 給付 (1)特別会計</p>	<p>①年金(児童手当及び子ども手当を除く) a. 健康保険(平成20年9月まで)『事業年報』(旧社会保険庁)から給付をとる。 ○給付 (支払)『事業年報』(旧社会保険庁)の「保険給付決定状況」より該当項目の給付金額をとる。 (受取)支払×内民転換比率</p> <p>b. 厚生年金 ○給付 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>②国民年金 ○給付 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率</p> <p>③労働保険 a. 労災保険 『労働者災害補償保険事業年報』(厚生労働省)から、現金給付を求める。 ○給付 (支払)「介護補償給付、休業補償給付、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料、年金等給付、二次健診等給付、特別支給金」の合計をとる。 (受取)支払×内民転換比率</p> <p>b. 雇用保険 『雇用保険事業年報』(厚生労働省)から給付を求める。 ○給付 (支払)受取×内民転換比率 (受取)一般求職者給付の支払総額、高年齢求職者給付の支払総額、短期雇用特別求職者給付の支払総額、日雇労働求職者給付の支払総額、就職促進給付の支払総額の合計をとる。</p> <p>④船員保険(平成21年12月まで) 『事業年報』(全国健康保険協会、旧社会保険庁)から給付のうち疾病給付、年金給付及び失業給付分をとる。または、給付額を国の割合で分割する。 ○給付 (支払)受取×内民転換比率 (受取)保険給付決定状況から当該項目の「被保険者分及び被扶養者分総計」をとる。</p> <p>(2)国民健康保険 『国民健康保険事業年報』(厚生労働省)から給付を求める。 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)年度別、都道府県別経理状況一支出一より当該項目をとる。</p> <p>(3)後期高齢者医療 「現金による社会保障給付」はない。</p> <p>(4)共済組合 長期経理分及び短期経理分(うちの現金給付)の割合は、いずれも国の比率(『国民経済計算』付表9)を準用。</p> <p>①国家公務員共済組合 ○給付 (支払)長期経理分:全国値×分割比率 (受取)支払×内民転換比率</p> <p>②地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む) 直接照会による。</p> <p>③旧公共企業体職員共済組合 ○給付 (支払)受取×内民転換比率 (受取)長期経理分:全国値×分割比率</p> <p>④その他 a. 日本私立学校振興・共済事業団 直接照会による。 b. 地方議会議員共済会(平成23年6月1日をもって廃止) 直接照会による。</p> <p>(5)組合管掌健康保険 ○給付 (支払)全国値×分割比率 (受取)支払×内民転換比率</p> <p>(6)全国健康保険協会(平成20年10月以降) ○給付 (支払)『事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険)』(全国健康保険協会)及び『船員保険事業年報』(全国健康保険協会)の統計表(都道府県編)の「保険給付費・医療費の状況」及び「保険給付決定状況」(疾病給付)から該当項目の給付金額をとる。 (受取)支払×内民転換比率</p>

(7)児童手当及び子ども手当	<p>○給付 (支払) 《民間分》 『児童手当事業年報』(内閣府)の「都道府県別支給額」の市町村支給額計 《公務員分》 地方公務員分については、『児童手当事業年報』(内閣府)の支給額 国家公務員分については、財政状況調査等で把握。</p>
(8)社会保障基金	<p>①農業者年金基金(旧制度) ○給付 (支払)全国値×分割比率 (受取)支払×内民転換比率 ②災害補償基金 a. 地方公務員災害補償基金 直接照会による。 b. 消防団員等公務災害補償等共済基金 ○給付 (支払)全国値×分割比率 (受取)支払×内民転換比率</p>
(9)介護保険	<p>○給付 (支払)『介護保険事業状況報告年報』から「都道府県別保険給付 介護給付・予防給付(給付費)」の住宅改修費をとる。(受取)受取=支払</p>
<p>2-B. その他の社会保険制度に係る現実社会負担、及び3-B. その他の社会保険年金給付 (1)確定給付型制度(確定給付型企業年金、退職一時金(民間等)) (2)確定拠出型年金</p>	<p>①確定給付型企業年金 ○負担 (支払)全国値×分割比率×内民転換比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率 ②退職一時金(民間等) ○負担 (支払)退職一時金(民間分等)の実際の支払額=全国値×分割比率×内民転換比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=負担の受取 (受取)受取=支払 ①勤労者退職金共済機構 ○負担 (支払)全国値×分割比率×内民転換比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率×内民転換比率 ②中小企業基盤整備機構・小規模企業共済 ○負担 (支払)全国値×分割比率×内民転換比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率×内民転換比率 ③国民年金基金・同連合会 ○負担 (支払)全国値×分割比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率 ④農業者年金基金 ○負担 (支払)全国値×分割比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率 ⑤国家公務員共済組合(退職等年金経理)(平成27年10月以降) ○負担 (支払)受取×内民転換比率 (受取)全国値×分割比率 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率 ⑥地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む)(退職等年金給付調整経理)(平成27年10月以降)直接照会による。 ⑦日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)(平成27年10月以降)直接照会による。 ⑧確定拠出年金(企業型) ○負担 (支払)全国値×分割比率×内民転換比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率 ⑨確定拠出年金(個人型) ○負担 (支払)全国値×分割比率 (受取)受取=支払 ○給付 (支払)支払=受取 (受取)全国値×分割比率</p>
<p>2-C. 帰属社会負担、及び3-C.その他の社会保険非年金給付 (1)雇主の帰属年金負担 (2)雇主の帰属非年金負担及びその他 〔制度部門別推計方法〕</p>	<p>(支払)現在勤務増分(年金制度の手数料を含む)－確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担 現在勤務増分(年金制度の手数料を含む)＝全国値×分割比率×内民転換比率 ①退職一時金(政府等) 国の出先機関については直接照会により、県・市町村については歳入歳出決算書による。 ②公務災害補償費 公務員に対する給付額を社会保険料の雇主負担に相当するものとみて雇用者報酬に加算する。 国の出先機関及び県・市町村の歳入歳出決算書から該当項目を計上する。 ③その他 現金給与×(国の推計における現金給与に対する“その他”の「雇主の帰属非年金負担」の比率) 現金給与:農林水産業、公務以外の産業 制度部門別分割 a. 雇主の帰属非年金負担 受取(非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体) 支払(家計) b. その他の社会保険非年金給付 受取(家計) 支払(非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体)</p>

	<p>受取、支払</p> <p>a. 家計 ①退職一時金(政府等)、②公務災害補償費、③その他の全額を計上する。</p> <p>b. 一般政府 ①退職一時金(政府等)、②公務災害補償費、③その他の額のうち一般政府に格付される額。</p> <p>c. 非金融法人企業、金融機関及び対家計民間非営利団体の分割 ③その他の額を、『経済センサス-基礎調査』(総務省)による従業者数の割合で、非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体に分割する。</p>
2-D. 家計の追加社会負担	年金受給権に係る投資所得額と同額を計上する。
2-E. 年金制度の手数料(控除項目)	年金基金の産出額と同額を計上する。
3-D. 社会扶助給付	<p>社会扶助給付 支払(一般政府、対家計民間非営利団体) 中央政府分については、全国値を人口で分割する。地方政府分については、「決算書」により関連項目を求める。</p>
4. 現物社会移転 (1) 現物社会移転(市場産出の購入)	<p>① 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分</p> <p>a. 特別会計 (a) 年金(児童手当及び子ども手当を除く)のうち健康保険(平成20年9月まで) ○給付 (支払) 受取×民内転換比率 (受取) 『事業年報』の「保険給付決定状況」から当該項目の「被保険者分及び被扶養者分総計」をとる。 (b) 労災保険 ○給付 (支払) 保険給付支払状況から「療養補償給付」をとる。(受取) 支払×内民転換比率 (c) 船員保険(平成21年12月まで) ○給付 (支払) 受取×民内転換比率 (受取) 保険給付決定状況から「被保険者分及び被扶養者分総計」をとる。</p> <p>b. 国民健康保険 ○給付 (支払) 支払=受取 (受取) 年度別、都道府県別経理状況一支出一から当該項目をとる。 当該項目: 療養諸費、高額療養費、移送費</p> <p>c. 後期高齢者医療 (a) 老人保健医療(平成20年3月まで) ○給付 (支払) 『老人医療事業報告』(年次報告の市町村別老人医療費)(厚生労働省)から当該項目をとる。または、全国値×分割比率 (受取) 受取=支払 (b) 後期高齢者医療(平成20年4月以降) ○給付 (支払) 「都道府県別経理状況」から、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、葬祭費、その他をとる。(受取) 受取=支払</p> <p>d. 共済組合 (a) 国家公務員共済組合 ○給付 (支払) 全国値×分割比率 (受取) 支払×内民転換比率 (b) 地方公務員共済組合 直接照会による。または、 ○給付 (支払) 全国値(短期経理分)×分割比率 (受取) 支払×内民転換比率 (c) その他 日本私立学校振興・共済事業団 直接照会による。これによらない場合は、全国値により分割する。 ○給付 (支払) 全国値(短期経理分)×分割比率 (受取) 支払×内民転換比率</p> <p>e. 組合管掌健康保険 ○給付 (支払) 全国値×分割比率 (受取) 支払×内民転換比率</p> <p>f. 全国健康保険協会(平成20年10月以降) ○給付 (支払) 『事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険)』(全国健康保険協会)及び『船員保険事業年報』(全国健康保険協会)の統計表(都道府県編)の「保険給付費・医療費の状況」及び「保険給付決定状況」(疾病給付)より当該項目の給付金額をとる。 (受取) 支払×内民転換比率</p> <p>g. 介護保険 ○給付 (支払) 支払=受取 (受取) 『介護保険事業状況報告年報』から給付総額を求め、先に推計した現金による社会保障給付(住宅改修費)を差し引いて求める。</p> <p>② 公費負担医療給付 医療業の産出額のうち、公費負担分をとる。</p> <p>③ 教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金 教科書購入費は、直接照会による。戦傷病者無賃乗車船負担金は、全国値を『福祉行政報告』(厚生労働省)の戦傷病者乗車券引換証受給者数で分割する。</p>

(2)現物社会移転(非市場産出)	現物社会移転(非市場産出) ①一般政府分 政府最終消費支出で推計した個別消費支出分をとる。 ②対家計民間非営利団体分 支出系列で推計した対家計民間非営利団体最終消費支出額をとる。
5. その他の経常移転 (1)非生命保険金及び非生命保険純保険料 (2)一般政府内の経常移転 (3)他に分類されない経常移転 ①その他の経常移転	①非生命保険料・保険金の関係 県別保険種類別については、生産系列の推計方法を参照。所得支出勘定では、生産系列で推計された県別保険種類別の保険金額を、各制度部門別に分割する。 一般政府内の経常移転は、県内の国出先機関、県、市町村及び社会保障基金の相互間の経常移転と県外の中央政府等との財政移転及び県外の一般政府との経常移転からなる。 国出先機関の国庫に対する経常移転 ＝財・サービスの販売＋生産・輸入品に課される税(受取)＋財産所得(受取)＋所得・富等に課される経常税(受取)＋純社会負担(受取)＋国庫からの経常移転を除くその他の経常移転(受取) 国出先機関の国庫からの経常移転 ＝(最終消費支出＋財・サービスの販売)＋財産所得(支払)＋補助金(支払)＋現物社会移転以外の社会給付(支払)＋国庫に対する経常移転を除くその他の経常移転(支払) a. 対家計民間非営利団体への経常移転 受取(対家計民間非営利団体) 全国値×分割比率 支払(非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計) (a)非金融法人企業 寄付金＝全国値×分割比率 (b)金融機関 寄付金＝全国値×分割比率 (c)一般政府 決算書及び財政収支調査からとる。 (d)家計 ○2人以上の世帯の信仰・祭祀費、他の負担費 信仰・祭祀費、他の負担費＝(信仰・祭祀費＋他の負担費)×2人以上の世帯数 ○単身世帯の信仰・祭祀費、他の負担費 信仰・祭祀費、他の負担費＝(信仰・祭祀費＋他の負担費)×単身世帯数 単身世帯数：支出系列で推計したものをを用いる。 b. 対家計民間非営利団体以外への経常移転 (a)家計間の仕送り金 ア. 支払(家計) ・2人以上の世帯 (遊学仕送り金＋その他の仕送り金)×2人以上の世帯数 2人以上の世帯数：支出系列で推計したものをを用いる。 ・単身世帯 (遊学仕送り金＋その他の仕送り金)×単身世帯数 単身世帯数：支出系列で推計したものをを用いる。 イ. 受取(家計) ・遊学仕送り金 [(遊学仕送り金(2人以上の世帯・全国平均)×全国2人以上の世帯数)＋(遊学仕送り金(単身世帯・全国平均)×全国単身世帯数)]×分割比率 全国2人以上世帯数、単身世帯数：支出系列で推計したものをを用いる。 ・その他の仕送り金 支払＝受取とする。 (b)一般政府 ア. 受取 (ア)国出先機関 金融機関、非金融機関等からの用途指定寄付金受入、高齢・障害・求職者雇用支援機構の納付金収入等をとる。 日本銀行(金融機関)からの中央政府への経常移転分として日本銀行の非市場産出分をとる。 (イ)県・市町村 金融機関、非金融法人企業、家計から県・市町村への経常移転があれば、計上する。 (ウ)社会保障基金 金融機関、非金融法人企業、家計から社会保障基金への経常移転があれば、計上する。 イ. 支払 (ア)国出先機関 家計への経常移転として、外国人留学生給与、文化功労者年金、日本学士院会員年金、重要無形文化財保存特別助成金、国立学校特別奨学交付金等をとる。 (イ)県・市町村 家計への経常移転として、補助費等のその他に対するもののうち、労働者の失業対策費、教育費の社会教育費、保険教育費の体育施設費等をとる。 (ウ)社会保障基金 家計への「その他の経常移転」があれば、計上する。 (c)非金融法人企業、金融機関(一般政府からの受取) 全国値の分割で推計する。 (受取)全国値×分割比率 ②罰金 (a)受取(一般政府) (ア)国出先機関 全国値×分割比率 (イ)県・市町村 「決算書」による。 (ウ)社会保障基金 全国値×分割比率 (b)支払(非金融法人企業、金融機関、家計) 直接支払部門の計数が明確なものはそれにより、それ以外は受取額をもって支払額とし、全国値を準用して制度部門に分割する。
最終消費支出	支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、一般政府最終消費支出がそれぞれの制度部門に計上される。
年金受給権の変動調整	年金受給権の変動調整 ＝雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＋家計の現実年金負担＋家計の追加社会負担－年金制度の手数料－その他の社会保険年金給付
貯蓄	制度部門ごとに、受取合計から支払合計を差し引いたものとして求められる。

3 支出系列の推計方法

項 目	推計方法
民間最終消費支出	
1. 家計最終消費支出	
(1)12目的分類別家計最終消費支出の推計	一世帯当たり消費支出額を『全国消費実態調査』から推計し、これに『国勢調査』(総務省)から推計した世帯数を乗じて家計最終消費支出額を推計する。
① 一世帯当たり消費支出額の推計	『全国消費実態調査』の調査年の一世帯当たり消費支出額を12目的別最終消費支出別に推計する。二人以上の世帯及び単身世帯別に12目的別消費額の一世代当たり消費支出額について、自県分及び全国値について推計することを基本とする。
② 世帯数の推計	自県分と全国値について、『国勢調査』(総務省)から世帯数を二人以上世帯と単身世帯別に推計する。
③ 12目的別家計最終消費支出額の推計	<p>a. 自県分の12目的別家計最終消費支出 二人以上世帯と単身世帯別に①の一世帯当たり支出額と②の世帯数を乗じ、それぞれについて自県分の12目的別家計最終消費支出額を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。</p> <p>b. 全国値の12目的別家計最終消費支出 全国値について、二人以上世帯と単身世帯別に一世帯当たり支出額と世帯数を乗じ、それぞれについて一国全体の12目的別家計最終消費支出額を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。</p>
(2) 直接推計法による推計	『全国消費実態調査』では、捕捉されていないSNA独自の概念による推計項目、及び『全国消費実態調査』では的確に把握していないと考えられる推計項目について直接推計方法で推計する。
① 新規に加算する項目	<p>a. 生命保険サービス 生命保険の産出額を計上する。</p> <p>b. 年金基金サービス 年金基金の産出額を計上する。</p> <p>c. 証券手数料 全国値×分割比率 分割比率:『全国消費実態調査』から2人以上世帯の全世帯一世帯当たり貯蓄現在高のうちの有価証券をとり、それに世帯数を乗じた額の対全国比で分割する。</p> <p>d. FISIM消費額 家計のFISIM消費額は、「消費者家計FISIM消費額」とする。 消費者家計FISIM消費額 ＝消費者家計借り手側FISIM消費額＋消費者家計貸し手側FISIM消費額</p>
② 『全国消費実態調査』から控除後、別途推計加算する項目	<p>e. 家賃(持ち家の帰属家賃を含む) 借家の支払い家賃と持ち家の帰属家賃および給与住宅差額家賃の合計。 借家、持ち家別に住宅総床面積×単価(1㎡当たり家賃)で推計する。</p> <p>f. 非生命保険のサービス料 生産系列で推計される非生命保険の産出額に、家計分割合を乗じて求める。</p> <p>g. 自動車購入額 「新車登録台数(家計分)」に「平均単価」を乗じて購入額を推計する。 ○「新車登録台数×平均単価」による推計方法 全国値を「新車登録台数(家計分)×平均単価」の自県の対全国値割合で分割推計する。</p> <p>h. 医療費(自己負担分) 保険適用となる傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払い分を計上する。</p>

<p>(3) 国値分割による家計最終消費支出の推計</p> <p>2. 対家計民間非営利団体最終消費支出</p>	<p>i. 介護費(自己負担分) 生産系列で推計した総介護費のうちの自己負担分を計上する。 自己負担分 ＝生産系列の介護の産出額－分配系列の介護の現物社会移転(福祉用具購入分を除く)</p> <p>自県分と全国分それぞれについて、『全国消費実態調査』による推計値と直接推計項目の推計値を合算した上で、自県分に対する全国値の割合を推計する。その割合を国民経済計算の12目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の12目的分類別家計最終消費支出額を推計する。</p> <p>対家計民間非営利団体最終消費支出 ＝(「非市場生産者(非営利)」部門の産出額)－(財貨・サービスの販売)－(自己勘定総固定資本形成(R&D)) 自県分の「対家計民間非営利団体」のR&D ＝国の「対家計民間非営利団体」のR&D×非市場生産者(非営利)の産出額割合 国の「対家計民間非営利団体」のR&D:『国民経済計算年報』(付表22固定資本マトリックス) 非市場生産者(非営利)産出額割合＝ 自県分の非市場生産者(非営利)産出額計/国の非市場生産者(非営利)産出額 国の非市場生産者(非営利)産出額:『国民経済計算年報』(付表2経済活動別国内総生産・要素所得)の再掲「対家計民間非営利団体」)</p>
<p>政府最終消費支出</p>	<p>政府最終消費支出 ＝(「非市場生産者(政府)」部門の産出額)－(財貨・サービスの販売)－(自己勘定総固定資本形成(R&D))＋(現物社会移転(市場産出の購入)) 自県分の「一般政府」のR&D ＝国の「一般政府」のR&D×非市場生産者(政府)の産出額割合 国の「一般政府」のR&D:『国民経済計算年報』(付表22固定資本マトリックス) 非市場生産者(政府)産出額割合 ＝自県分の非市場生産者(政府)産出額計/国の非市場生産者(政府)産出額 国の非市場生産者(政府)産出額:『国民経済計算年報』(付表2経済活動別国内総生産・要素所得)の再掲「一般政府」) 現物社会移転(市場産出の購入)は、分配系列の現物社会移転(市場産出の購入)額をとる。</p>
<p>県内総資本形成 投資額の推計 1. 総固定資本形成 (1)住宅投資</p> <p>(2) 民間企業設備</p>	<p>①民間住宅 住宅投資総額－公的住宅による。 住宅投資総額＝全国値×分割比率 分割比率:『建設総合統計年度報』(国土交通省)から居住用建築物工事額(出来高ベース)の対全国比を求める。</p> <p>②公的住宅 a. 中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」または、直接照会における公務員宿舎施設費の自県分をとる。 b. 地方政府は、『地方財政統計年報』(総務省)における普通建設事業費のうち住宅費とし、公営事業会計分は各会計の決算書や直接照会で把握する。</p> <p>a. 製造業 以下の方法で求めた固定資産に、コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分を加算する。 有形固定資産取得額＋建設仮勘定(『工業統計表』(経済産業省))による。 ア. 県内から取得の中古資産および土地を控除する。 イ. 有形固定資産取得額のうち住宅分(X)を控除する。</p>

	$X = ① \times \frac{③ \times \alpha}{② + ③ \times \alpha} \times \frac{④}{⑤}$ <p>X=県内居住鉱工業併用建築物住宅分投資額 ①=県内住宅投資額：支出系列の推計値を使用する ②=県内居住専用建築物工事費予定額：『建築統計年報』(国土交通省) ③=県内居住産業併用建築物工事費予定額：『建築統計年報』 ④=全国居住鉱工業併用建築物工事費予定額：『建築統計年報』 ⑤=全国居住産業併用建築物工事費予定額：『建築統計年報』 α=居住産業併用建築物住宅率：70%とする。</p> <p>『工業統計表』は、従業員30人以上についての統計であり、29人以下については出荷額等の割合を用いて推計する。</p> <p>コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分の推計方法 コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分＝ (県の固定資産(工業統計表による推計)×(国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」の比率) 国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」の比率＝ (国の製造業のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額) ／(国の製造業の総固定資本形成(「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」を除く)) 国の製造業の総固定資本形成：『国民経済計算』(付表22固定資本マトリックス) 国の製造業のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額：『国民経済計算』(付表22固定資本マトリックス)</p> <p>b. 製造業以外 ① 国民経済計算の比率の推計 国民経済計算の比率 ＝国の民間企業設備(製造業を除く)／国の総生産(製造業を除く) 国の民間企業設備(製造業を除く) ＝国の民間企業設備－国の民間企業設備の製造業分 国の民間企業設備：『国民経済計算』主要系列表1「国内総生産(支出側)」の民間企業設備投資額 国の民間企業設備の製造業分：『国民経済計算』付表22「固定資本マトリックス」の製造業の住宅を除く固定資産の合算額 国の総生産(製造業を除く)：『国民経済計算』主要系列表3「経済活動別国内総生産」の製造業を除く経済活動の総生産額(非市場分の活動を除く) ② 上記①の比率に、県の総生産(製造業を除く)を乗じて、製造業以外の「民間企業設備」を推計する。</p> <p>公的企業設備 ＝期末残高－期首残高＋当期減価償却費 年度間に滅失したものがあれば、その分を加算。 R&D分を加算。加算するR&Dは、国の「固定資本マトリックス」(『国民経済計算年報』(付表22))から企業設備におけるR&D投資額比率を乗じて推計する。 R&D投資額比率＝ 国の公的企業R&D投資額／国の公的企業設備(R&Dを除く)</p> <p>① 国の一般会計および非企業特別会計の出先機関については直接照会し、地方の普通会計および非企業会計についてはそれぞれの決算書から関係項目を認定の上計上する。 ② ①にコンピュータ・ソフトウェア及びR&Dを加算する。 一般政府の総固定資本形成＝ ①の推計値＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額 コンピュータ・ソフトウェア及びR&D額＝ ①の推計値×コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資比率 コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資比率＝ 国の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額／ 国の一般政府の総固定資本形成額 一般政府の総固定資本形成額及びコンピュータ・ソフトウェア及びR&D額：『国民経済計算年報』(付表22)</p>
(3) 公的企業設備	
(4) 一般政府	

<p>2. 在庫変動</p>	<p>在庫変動は、民間・公的別に推計する。 ① 国値より産出額に対する名目在庫残高比率を算出する。 国の名目在庫残高比率(暦年末) = 国の名目在庫残高 / 国の名目産出額 国の名目在庫残高(暦年末): 「国民経済計算」ストック編 (付表2『民間・公的別の資産・負債残高』) 国の名目産出額(暦年): 「国民経済計算」フロー編 (付表2『経済活動別の国内総生産・要素所得』) ② 自県の名目残高を算出する。 自県の名目在庫残高(年度末) = 自県の名目産出額 × 国の名目在庫残高比率① ③ 自県の実質在庫残高を算出する。 自県の実質在庫残高(年度末) = 自県の名目在庫残高② / 在庫残高デフレーター(年度末) 在庫残高デフレーター: 「関係指標」四半期別在庫残高デフレーター の3月末 ④ 自県の実質在庫変動(実質)を算出する。 自県の実質在庫変動(フロー) = 年度末実質在庫残高 - 前年度末実質在庫残高 ⑤ 自県の名目在庫変動(フロー・在庫品評価調整後)を算出する。 自県の名目在庫変動(フロー) = 自県の実質在庫変動 × 在庫変動デフレーター(年度平均)</p>
<p>税額控除額の推計 1. 総固定資本形成</p>	<p>(1)住宅 ①民間住宅 国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。 ②公的住宅 国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。 (2)企業設備 ①民間企業設備 a. 製造業 控除額 = 投資額 × 投資税額控除比率 投資税額控除比率: 全国値 b. 製造業以外の市場生産者の活動 控除額 = 投資額 × 投資税額控除比率 投資税額控除比率: 全国値 ②公的企業設備 投資額 × 全国値 (3)一般政府 税額控除はない。</p>
<p>2. 在庫変動</p>	<p>在庫変動についての投資税額控除比率は国の比率を準用する。 控除額 = 在庫変動額 × 在庫変動額の控除比率 在庫変動額の控除比率 = (控除)総資本形成に係る消費税(在庫変動) / 在庫変動 (控除)総資本形成に係る消費税(在庫変動): 『国民経済計算』 付表1(財貨・サービスの供給と需要(名目))の表頭項目「在庫 変動」の表側項目「(控除)総資本形成に係る消費税」の値 在庫変動: 『国民経済計算』付表1(財貨・サービスの供給と需 要(名目))の表頭項目「在庫変動」の表側項目「合計」の値</p>
<p>財貨・サービスの移出入</p> <p>1. 財貨・サービスの移出入(FISIMを除く)</p> <p>2. FISIMの移出入</p>	<p>財貨・サービスの移出入(純) = 財貨・サービスの移出(FISIMを除く) - 財貨・サービスの移入 (FISIMを除く) + FISIMの移出入(純)</p> <p>移出: 県産業連関表から求めた移出率を各年の産出額に乘じ ること等により移出額を求める。 移入: 県産業連関表から求めた移入率を各年の需要額に乘じ ること等により移入額を求める。</p> <p>FISIMの移出入は、移出、移入別でなく、「移出入(純)」(=移出 - 移入)として推計する。 FISIM移出入(純) = FISIM県内産出額 - FISIM県内消費額の合 計 FISIM県内消費額 = 県内全制度部門のFISIM消費額合計</p>
<p>統計上の不突合</p>	<p>統計上の不突合 = 県内総生産 - (民間最終消費支出 + 政府最終消費支出 + 県 内総固定資本形成 + 財貨・サービスの移出入(純))</p>
<p>県外からの所得(純)</p>	<p>県民所得 - 県内所得(要素費用表示の県民純生産 - 県内純生 産)による。</p>

書 名 平成28年度県民経済計算年報

発行兼編さん者 山梨県県民生活部統計調査課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話 (055)223-1344

F A X (055)223-1347

URL http://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/

発 行 年 月 令和元年10月